

令和3年長審第18号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月15日14時59分
長崎県^{みえしきみ}三重式見港西南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A 漁船B

総 ト ン 数	4.9トン	2.8トン
登 録 長	11.78メートル	8.39メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		77キロワット
漁船法馬力数	330キロワット	

3 事実の経過

Aは、平成2年7月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配置し、同室に操縦席、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、たちうお引き縄漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年7月15日04時30分三重式見港を発し、同港西南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、Aの操舵室前部のアクリル樹脂製窓が経年劣化により白濁していたことから、平素、操縦席に腰を掛けると前方が見通しにくいと感じ、航行する際には、同席に腰を掛けず、操縦席前に置いた踏み台の上（以下「操縦位置」という。）に立ち、操舵室天窓から顔を出して見張りを行っていた。

a受審人は、05時20分前示漁場に到着し、操業を行った後、14時00分同漁場を発進して帰途に就き、GPSプロッター及び1.5海里レンジのコースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、操縦位置に立ち、14時14分僅か前能瀬灯標から237度（真方位、以下同じ。）5.67海里の地点で、針路を065度に定めて自動操舵とし、4.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、操縦位置を離れて漁獲物の箱詰め作業を行った後、同位置に戻り、操舵室天窓から顔を出して船首方を一見したのち、GP

Sプロッター画面の速力表示を見ながら機関回転数の調整を始め、14時56分僅か前能瀬灯標から227.5度2.58海里の地点で、11.0ノットの速力に増速した。

増速したとき、a受審人は、正船首1,040メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、ほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、増速する前に船首方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、操舵室左舷後方出入口付近に移動して喫煙を始め、Bを避けることなく続航し、14時59分能瀬灯標から223度2.05海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から70度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成4年3月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配置し、GPSプロッター機能付き魚群探知機及びモーターホーンを備え、主として一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日10時00分三重式見港を発し、同港西南西方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、前示漁場に到着し、13時30分衝突地点付近で、船首を北西方に向けて機関を中立運転とし、船首から重量約15 kilogramsの四爪錨を水深約60メートル、底質砂の海中に投げ、直径22

ミリメートルの化学繊維製錨索を約100メートル延出し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま、錨泊を開始した。

b受審人は、着用していた救命胴衣を脱ぎ、後部甲板右舷に置いた椅子に腰を掛けて操業を始め、しばらくして釣り糸と釣り針が絡まった状態の漁具を甲板に揚げ、14時53分半船首が315度を向いていたとき、左舷船首70度1,380メートルのところにAが東行しているのを初めて視認し、同船の船首が自船右舷船尾方の三重式見港に所在する^{かぐら}神楽島に向いているように見えたことから、自船の船尾方を無難に航過するものと判断し、絡まった釣り糸等を解くこととした。

b受審人は、14時56分僅か前衝突地点付近で、船首が315度を向いていたとき、Aが左舷船首70度1,040メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、絡まった釣り糸等を解くことに気を奪われ、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行うことも、同船が更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を、Bは、船首部外板等に亀裂及び破損をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理され、b受審人が5日間の入院加療を含む全治3週間の左第5第7肋骨骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、三重式見港西南西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び

海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、三重式見港西南西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、錨泊中のBが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、三重式見港西南西方沖合において、同港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、増速する前に船首方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、三重式見港西南西方沖合において、一本つり漁業の操業のため錨泊中、左舷船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、絡まった釣り糸等を解くことに気を奪われ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自

船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月6日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎